

第五十一回国会
衆議院農林水産委員会議録 第三十六号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 中川 俊忠君

理事 大石 武一君

理事 小枝 一雄君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

伊東 隆治君

宇野 宗佑君

坂村 吉正君

高見 三郎君

藤田 義光君

千葉 七郎君

湯山 勇君

百郎君

金子 岩三君

西宮 弘君

玉置 一徳君

丹羽 兵助君

兒玉 末男君

和田 正明君

小山 義夫君

農林事務官 仮谷 忠勇君

農林事務官 和田 正明君

農政局農業協同組合課長

専門員 松任谷 健太郎君

出席政府委員

理事 倉成 正君

理事 館林三喜男君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

池田 清志君

西宮 弘君

田口長治郎君

玉置 一徳君

丹羽 兵助君

兒玉 末男君

和田 正明君

小山 義夫君

農林事務官 仮谷 忠勇君

農林事務官 和田 正明君

農政局農業協同組合課長

専門員 松任谷 健太郎君

五月十二日
委員西宮弘君辞任につき、その補欠として阪上安太郎君が議長の指名で委員に選任された。同日
委員阪上安太郎君辞任につき、その補欠として西宮弘君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する

法律案(湯山勇君外十二名提出、衆法第一二号)
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

○館林委員長代理 これより会議を開きます。
委員長所用のため、委員長の指名により私がその職務を行ないます。

○館林委員長代理 これより会議を開きます。
委員長所用のため、委員長の指名により私がその職務を行ないます。
○湯山委員 昨日新法と旧法の通算についてお尋ねいたしましたが、なおその問題で若干お尋ねをいたしたいと思います。

昨日は、最終年をとるということについてはたてまえ上問題がある。四〇%という新法の率を適用することについてはバランスの上で問題があるといふような御答弁でしたが、いずれにしても、どちらかとらなければならないという必要はお認めになつて、大臣から全力をあげて努力をするという御答弁をいたいたわけですが、さらにはその問題について、これは農林省へお尋ねすることはいかがかと思ひますけれども、公務員、國公、地公、これらをもし新法によつて計算した場合には一体どういうことになるか。そういうことについて御検討になられたかどうか、伺つておきたいと思います。

○和田(正)政府委員 ただいまお尋ねの件についてお尋ねをいたいたわけですが、さらにはその問題について、これは農林省へお尋ねすることはいかがかと思ひますけれども、公務員、國公、地公、これらをもし新法によつて計算した場合には一体どうなるかといふことになるか。そういうことについて御検討になられたかどうか、伺つておきたいと思います。

○和田(正)政府委員 ただいまお尋ねの趣旨が、國家公務員について旧法期間を四〇%の給付率にしたらどうなるかといふことになりますと、私どもとしては計算をいたしておりませんので、どうなるかといふことをちょっとお答えいたしかねるわけござりますけれども、農林年金と国家公

員期間なり在職年限なりを一応同じものとして測定して計算をする個々の例は一、二やつてみましたが、そのことが、先般來お答え申し上げておりますように、旧法期間の給付内容が若干違う、そこのことを補助率でカバーすることにしております。そういうふうに申し上げておりますその説明のために申しますか、そういうことの根拠を求めます。たが、そのことが、先般來お答え申し上げておりますように、旧法期間の給付内容が若干違う、そのための若干の計算はいたしたわけでございます。そこで、このことを補助率でカバーすることにしております。たが、そのことが、先般來お答え申し上げておりますように、旧法期間の給付内容が若干違う、そのための若干の計算はいたしたわけでございます。

うものはいろいろ考えますが、これには救済規定が常に伴うのですから、そうすれば、むしろ國公、地公を変えて、それと一緒に農林年金も新法によって通算をするという考え方があつて、それがくると思うわけです。その検討ですね、それはなさつたかどうか。

○和田(正)政府委員 ただいまお尋ねの件については、國家公務員法の關係について、旧法期間にも新しい給与ベースを適用すれば全体としてどうなるかということについては、私どもは検討いたしておりません。

○湯山委員 ということを申しますのは、國家公務員の場合、私はそういうことはあまりないと思いますが、地方公務員の場合には、定年制ではないけれども、およそ定年制のような扱いがどこでもなされておると思います。そうすると、来年はやめるときだと、いうことで、特別昇給等の措置もとられる。定期昇給が約四%、特別昇給で四%やるとすれば、ベースアップ等で一二、三%あつた場合には、むしろ旧法のほうが有利なんですね。大体一二〇%弱の引き上げがあつた場合には、旧法適用のほうが有利になつてしまります。ただ、いまの國家公務員のように定期昇給合わせて一〇%あるいは一二%、その程度のときは新法が有利ですけれども、その他の条件によつては必ずしも新法が有利だとは言い切れない、そういう条件にあるのがいまの公務員の状態だと思うのです。

そこで、救済規定を設けて、新法を全面的に適用するということも検討する必要があると思いますし、しかし、現在の物価の状態、貨幣価値の状態等かかるわけござりますけれども、農林年金と国家公務員のほう局長の御答弁にあつたように、かびのほんたよなやり方じやなくて、この方向に統一する

のだということになつて、全体をそういうふうに統一すれば、ずいぶんつきりしてくる。船員保険や厚生年金のようなものと、これらとの区別も若干それによってなくなつてくるということであれば、そういう問題も検討の必要があると思うのですが、いかがですか。

今度既裁定年金についての最低保障等についての改定がございました。そこで、要点だけお尋ねいたしますが、現在出されている政府案によれば、組合員期間二十年という制限がついております。その理由はどこにあるか、ひとつ伺いたいと 思います。

恩給法の場合十七年ですね。これは十七年ですか、

そこで、次に遺族年金ですけれども、三万円といふ遺族年金で、一休遣族が生活できるかどうか、これはどうお考えですか。

○和田(正)政府委員 遺族年金は、一般論として申し上げますれば、退職年金の額の二分の一というものが一般的な制度でございますが、退職年金の

でしたが、この年金では、御承知のとおり、退職年金の支給を受けます最低の勤務年限が二十年でございます。旧恩給法の時代につきましては、御承知のように十七年になつておりますが、その年金の支払いが開始される最低の年限が二十年、七年といふように違ることはございますが、それ

その制度の最短年齢に合わせて条件をつける
そういう形で両案のバランスをとったわけになります。

○渋山委員 そこでまた、附則のところへ過るわけですが、そういうところにも、差別と申しますか、この年金よりも公務員関係のほうが有利になつてているという条件もあるわけですから、バランスといふのは、そういうことも考慮に入れる必要がある

そこで、問題になりますのは、二十年の制限があるということだけ、ここでは指摘するにとどめます。

障害年金にまで及ぶということは、障害年金にはそういう二十年という条件は制度としてはないはずです。にもかかわらず、それにも及ぶといふこと

とは不合理だと思います。これは局長も率直にすぐお認めになられると思いますが、いかがですか。

ける最低勤務年限と、旧恩給法の時代における七年と、すでに年限の差があるという点は、御指摘のとおりでございます。また障害年金につきま

しても、なるべく長く勤務した者を優遇するとい
う趣旨であるとは申せ、二十年という制限を障害
年金の最低保障のすべてに付しますことにつきま

しては、いろいろ問題点がありますことは御指摘のとおりでございますので、私どもとしても、今後そういう点につきましては、一そろ検討を重ねて、

○湯山委員 ただいまの御答弁はそれだけつゝう
ておきたいとふうに考えております。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそれだけつとめておきたいと いうふうに考えております。

退職年金の半分というふうには言っておりませんで、新法では遺族年金の最低保障額が六万七千二百円でございますか、そういう最低保障をいたしましたらうござい。

〔館林委員長代理退席、委員長着席〕

〔鶴林委員長代理退席、委員長着席〕
今回の既裁定年金について、三万というふうに設定をいたしました数字の根拠は何かといふお尋ねがあれば、退職年金も障害年金も、六万以下の人が六万に引き上げるということとからんで、一応三万というふうに整理をして、すでに恩給関係の法案の提出もござりますので、それにバランスを合わせたのでござりますという、こういう趣旨だけを申し上げておるわけでございまして、半分でいいのだというふうなことを申し上げているのではなくございません。
○湯山委員 ですから、いま局長御答弁なさりながら、自分で矛盾をお感じになつたと思うのです。つまり、新しい制度では決して半分じゃなくて、たてまえは半分だけれども、これに足りないもののはここまで持っていくこととの精神はどこにあるとお考えでしようか。
○和田(正)政府委員 お尋ねの趣旨が必ずしも理解ができませんが、あまり少額でないよういろいろな制度とのバランスを考えて、最低額をある程度のところで保障をしたいという程度のバランス論で、三万という数字を提案をいたしております。
○湯山委員 何もかもバランスで、一方は生活の程度、そういうものとのバランス、一方は年金の制度とのバランス、しかし、いずれにしても、あまり最低保障の額が少ないということは、制度として好ましくないということから、いまのようには、半分というようなしなやくし定本でなくして、ある程度いま言われたような生活、そういうものを考慮して最低保障額をきめる、これが私は最低保障額のたてまえだと思います。そうすれば、この遺族年金の三万、これはどう考へても、これだけで生活できるとは思えません。思えませんけれども、それでも少し過ぎる、こういうふうにこそお思いにならぬでしょうか。政務次官、常識ですが、いかがですか。年額三万という遺族年金ですね。しかも二十年以上組合員であった者の遺

族です。それの最低保障が三万、これで一休最低保障しましたということが言えるかどうか、政務次官からひとつお願ひします。

○**阪谷政府委員** 局長からいろいろお話し申し上げましたように、決して私どもは多いとは思つております。最低生活を保障するということとともにとても困難だらうといふに思います。だから、この問題についていろいろ検討いたしたわけです。ただ、ほかのほうとのいろいろの関連がございましたものですから、結局との程度のもので終わらなければならぬという事態が生じたことは、湯山先生すでに御承知のとおりでありますて、お説はよく了解できます。

○**湯山委員** そうすれば、これもいま、大体障害年金を別として、二十年以上組合員であった者の遺族といふことになれば、かなり老齢だと思います。その点は局長もお認めになると思いますが、いかがでしよう。

○**和田(正)政府委員** それはおっしゃるとおり、相当の年齢の人ばかりだと思います。

○**湯山委員** そうすると、他からそろそろ大きな収入があるということも期待できない人が多い。そういう人にここにあらためて新しく最低保障という制度を設けるときに、こういう低い状態では、これはあまりにも制度として、バランスはどうであろうと、制度が泣くだらうと思います。

そこで、当初年金自体の最低保障額を三万五千五百二十円で発足いたしました。そのときにも、これじゃあまりひどいじゃないかということで、それは次に改定しますということで、もうそのときにある程度約束ができておつて、翌年の五月にはこれが年額八万四千円に改定された過去の事実もございます。そこで、この三万というよりな最低保障は、他の年金だつて同じなので、全体ととは同じだと思います。二十年在職した者の遺族に三万という最低保障でやつていけというようなことは、これはどの年金だつて同じなので、全体と足並みをそろえてこれを引き上げていく、こういう努力は当然なされなければならないと思います。

が、これも政務次官いと思いますので、政務次官
○仮谷政府委員 やはり制限を設けられたかといふよりは、そういう意味において、満足しないということを承知をして、制度改正を行なうと、方向で努力していくことを期待して存じます。

○湯山委員 そこで、内閣に存じます。

たします。

二十年という制限、これが統といふ特別な制度がござつて、設けられたかといふよりは、端的にお尋ねいたい。なぜ、それ以前に職場を離れれば、ほんとうの正規の組合員で問題もあるかと思ひます。二十年以上であつた者は、からない、該当しない。事で、任意継続の期間が五年を受けている。そういう契約によって失格するのか、これれるのか、はつきりしておられます。

○和田(正)政府委員 法律間の計算に関します詳細な点ですが、その中に、任意継続の期間も、組合員期間として合算されるので、お尋ねの点につき障額二十年の中へ継続期間が含まれます。

○湯山委員 非常に明快に、その次に、やはりこれにありますね。旧法期間が二十年になりますね。旧法の組合員規定になつておると思いま

郎に立ち入ってお尋ねい
れば農林年金には任意継
続ができます。なぜその制度
なことはもうお聞きし
たしますが、厳密に言え
てはいるのですから、
あつたかどうかという
で、任意継続を含めて
二十年という制限にか
實際に在職期間は十五年
で二十年、それで年金
組合の者はこの制限に
は失格しないで適用さ
れていたいと思います
よろしくお願いします。

○和田(正)政
ろに「附則第
項の次に次の
加えておりま
とを合算した
ことで、それ
けてございま
けではないわ
〇湯山委員
十年の五月ま
金で三万五千
ますね。遺族
も低い最低保
新法期間に入
人たちの最低
これはどうな
〇小山説明員
私からお答え
厚生年金法
からでござい
金の改正のと
改正法では旧
だから三十九
うことばは、一
提案をしてお
おりますのは
それぞれの段
ますけれども
正法でいいと
ます法律でい
れども、お尋
る、該当とし
をしておりま
に該当します
律にしてあつ
〇湯山委員
みてください。
いたときます
〇小山説明員

府委員 法律案の一〇ページのこと
十二条中第三項を第四項とし、第二
一項を加える。」ということで三項を
すところでは、新法期間と旧法期間
期間が二十年以上である場合といふ
その組合員に応じて各所に書き分
すが、必ずしも旧法期間に關してだ
けであります。
そうすると、三十九年の十月から四
での間、これは最低保障額が退職年
五百二十円ということになつております。
年金等もそれより低い、三万円より
保障額になつております。この期間は
からそれまでの間ですね。今度の
法といふことを使っております。
年の改正法のときに使つた旧法とい
それ以前の旧法でございます。今度
ります改正法の法文で旧法といつて
三十九年に改正をした——だから、
階でそれぞれ旧法旧法といつており
ねのこの期間の分は、旧法期間にな
ては旧法期間になる。ただいま提案
す法律の旧法という意味では、旧法
らよとそれはもう一べん検討して
とえは法律の附則の第一条を見
すと、「組合が施行日前に改正前の
たはずです。

農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」といふ。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、「改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」といふ。）」これこれの例によると「ことじございまして、この新法と申しますのは、今回の改正が成立いたしました場合に改められたものが新法でございます。その改められる前、だから現時点でいえば、現行法が旧法

○和田(正)政府委員 次にお尋ねいたしたいのは、スライドの問題です。スライド制については、ずいぶんいろいろ要望がございましたが、今回はただ原則だけが出されております。これは一体どういうふうに解釈したらいいのか。どういう場合にどうすることをしなければならないのか。具体的にいえば、どういうことをさしておるのでしょうか。

が行なわれてゐる。農林年金のほうは生まれたままで寝ころばせておつた。これは扱いとしては不公平な扱いということにはならないのでしょうか。
○小山説明員　國家公務員のほうの既裁定のベースアップは、いま先生御指摘のように、國家公務員のベースアップにスライドしてというほど厳密ではないと思いますが、それとの均衡を考えて行なわれたように承知しております。國家公務員の方

○小山説明員 いま手元に正確な資料を持つてお
料としてお持ちでしようか。
○湯山委員 この制度発足以来七年間に物価ある
いは賃金はどれくらい上昇しておるか、これは資
本主義がたくさんござりますので、できるだけ早く、
針を研究いたしまして、措置すべきものであると
いうふうに理解をいたしております。

が行なわれてゐる。農林年金のほうは生まれたままで寝ころばせておつた。これは扱いとしては不公平な扱いということにはならないのでしようか。○小山説明員　國家公務員のほうの既裁定のベースアップは、いま先生御指摘のように、國家公務員のベースアップにスライドしてといふほど厳密ではないと思いますが、それとの均衡を考えて行なわれたようになります。國家公務員の方に承知しております。国家公務員の既裁定のベースアップが行われた最近のものは、たしか昭和三十五、六年のころのベースアップの部分をやつといまさばいている段階にあるといふふうに承知しております。

がたくさんござりますので、できるだけ早く、この規定が施行されました暁には、その具体的な方針を研究いたしまして、措置すべきものであるというふうに理解をいたしております。

○湯山委員 この制度発足以来七年間に物価あるいは賃金はどれくらい上昇しておるか、これは資料としてお持ちでしょうか。

○小山説明員 いま手元に正確な資料を持っておりません。

○湯山委員 概略どれくらいですか。年平均五%と見ても三十何%、三五%くらいに上がっているはずです。五%といふようなことじやなくて、もつと、一歩上げて、二歩上げて、三歩上げて、そこで、今まで

でござりますけれども、この既裁定が出てきましては、ちょうどそのころで、そういう意味では必ずしも厳密な比較ができるということではないかと思ふ。もしませんけれども、これから——いまと申しまして、農林省の引取したのは昭和二十二四年のものでござりますけれども、この既裁定が出てきましては、ちょうどそのころで、そういう意味では必ずしも厳密な比較ができるということではないかと思ふ。

ほつておつたといふのは、私は怠慢じゃないかと思ふのです。政務次官、どうでしょう。

○仮谷政府委員 そういう見方もあるかもしません。あると思いますが、今後の検討課題として

務員のほうの既裁定のベースアップとのバランス上しなければならない時期に差しかかってきておるのでないだろかといふうに私どもは承知ますか、これからと申しますか、ちょうど国家公

○湯山委員 政務次官のほうが課長よりも後退した答弁をなさったのでは困りますので、課長のほうは検討の時期にきているとはつきり言っておら

○湯山委員 そうすると、それに伴つて当然農林年金の既裁定も、いまのような条項が入つた以上は、対応してベースアップの改定が行なわなければなりません。

れるのですから、政務次官は、そういうことにして、七人も五〇%も変動があるのをほっておつたのは怠慢だから、ひとつさつそくやります。こういう御答弁でなければならないと思ひます。

○仮政委員 私は湯山先生の御意見を了承して、そういうつもりで発言したのであります。が、そういうふうに今度は法改正も行なわれますから、そしてまづて、当然向きて等九つとしま

もなつていいないと思ひますが、その考へるへき要素はかなり広く、国民の生活水準とかその他の諸事情という中には、物価というようなこともござりますけれども、これから農林魚業団本の見こ

ならない、それはもちろん当然であります。
○湯山委員 権利をお尋ねします。

いまいる人たちの給与のベースアップ、国家公務員でいえば、国家公務員のベースアップに応じて既裁定の人たちを上げたというようなことのバランスからいえば、農林漁業団体に現にいる職員の人

○和田(正)政府委員 今回、この法案ではなし
任者ですから、どれくらいの変動があつた場合に
ベース改定を検討する、こういう案をお持ちで
しょうか。

スからいえは、農林漁業団体に現にいる職員の人たちのベースといふようなことも勘案すべき事情

○和田(正)政府委員 今回この法案ではなしに、別に御提案を申し上げております法案の中

に、厚生年金法等にござります規定と同趣旨の規定を提案いたしておるわけですが、いまの湯山委員の具体的なお尋ねについては、現在、厚生省を中心に関係各省の連絡会議で具体的なことは話し合ひをいたしておりますが、先ほど来問題になつております既裁定年金の問題につきましては、昭和三十四年の消費者物価指数を一〇〇といたしました場合に、四十年度の上半期で一三八くらいの指數になつておるとと思ひますので、それらを勘案をいたしますれば、既裁定年金のベース改定の問題については、この法案が成立いたしまして施行の手続が進みましたあとでは、十分検討いたしまして、早期に具体化をする方向で努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○湯山委員 大きい方向としては了承できますけれども、私は、もつと立ち入つて、局長を含めて

法案を提案した立場としては、これくらい考えておる、人事院勧告は五%以上の変動があつた場合ということだから、従来の恩給法が、大体普通のベース改定よりも一期おくれるか二期おくれるか、その程度で行なわれている。そうすれば、ここでかは別として、そういう考え方で臨むのだといふのがなければならない。何のためにこういう改定をしたのかがわからぬので、ただおつき合いに改定をしたということであつてはならないと思ひます。

○和田(正)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、またおしかりをいたくかもしれません、各種の制度全体の共通の問題でありますので、各種の年金制度を所管しております関係省の間で連絡会議などを設置いたしまして、相互の協調、連絡をはかつて今日までまといつておるわけですが、この規定による具体的の変動

おりります既裁定年金の問題につきましては、昭和

三十四年

の場合にどのように対処するかということは、や

はり政府部内での統一意見として処理する以外

に方法はないと思います。いまおまえの決心はどうかとおっしゃられましても、具体的数字を云々申し上げることは差し控えさせていただきたいと

思います。

○湯山委員 すでにこの規定は、厚生年金、それ

から船員保険、国公、地公、そういうものに入つ

てるはずです。そろすれば、この段階でまだど

うするかわからぬといふよなことが、一体政府

にあつていいのでしょうか。私は、むしろ厚生年

金でこういう規定を入れるべきはこういふ腹だ、

こういうものがなければならぬと思います。そ

れをいまこの年金の条項を適用するその段階で、

いまから相談してといふことで、ばく然と何も出

ていいといふよなことであつてはならないと

思ひますし、今日までこれができて一年余になります。この規定が厚生年金に取り入れられて、そ

の後一体どういう検討がなされておつて、現在政

府はどういうことをやつておるといふよなこと

を含めて、もつとしっかりした御答弁があるべき

じゃなかつと思ひます。もう一度お尋ねいたしま

す。

○和田(正)政府委員 先ほどから申し上げてお

りますように、各省の連絡会議等でいろいろ打

ち合わせをいたしておりますが、現在、国民年金

法の所管であります厚生省が中心になりまして、

諸外国における立法例などを検討いたして、寄り原案を固めておる段階でありますので、それ

以上のこととはこの際控えさせていただきたいと思ひます。

○湯山委員 それはどういう内容を検討しておる

のですか。といふことを申し上げるのは、ただこ

れが宣言規定に終わつて、中身はどうでもよい、た

だこうい規定を入れることによつて、組合員の

非常に強い要望を一応なだめておく、頭だけなで

ておくといふよなことに終わつてはならないと

思ひます。ところが、そういう心配もないではない

い。そこで、私たちは、五%といふものについて

も、根拠があつて、人事院勧告もそつだからといふので五%という数字を入れておるわけです、

そうではなく、これは実質のあるものにするのだ

といふ御決意が見られない。これは非常に残念な

ことで、ひとつもう少し、これこそ前向きの御答

弁を願いたいと思います。

○和田(正)政府委員 おことばでございますが、

政府として提案をいたしておる以上は、この規定

の趣旨に沿つて改定の措置を具体的に講ずるのが

当然でございます。ただ頭をなだるためにだけ

提案をいたしておるわけではございません。ただ、

具体的な基準は何かとお尋ねがござりますので、

現在関係各省の間で外國の例などを調べつつ検討

いたしておるので、具体的にいま湯山先生から

五%という御提案もございましたが、そのとおりい

たしますとか、そらではございませんとかいふこ

とを、政府として責任を持つてお答え申し上げる

段階にないということだけを申し上げておるわけ

でございます。

○湯山委員 各省で話しておる話し合いの結論

は、いつころ出る見込みですか。

○和田(正)政府委員 私どもとしては、厚生省そ

の他関係各省と連絡をいたしながら、なるべく早

く結論を出すという考え方でおります。

○湯山委員 その御答弁ははなはだ不満でござい

ます。ただ、そういうことは厚生省でまとめてやつ

ておるということですから、先刻、通算について、

やはり年金全體を統轄しておるところの政府委員

を呼んでいただいて質問するということを、委員

長が代理で会を進めておられたときに、お願ひし

て御了承を得ておるのですが、いまの問題も、機

会を得て、都合によれば担当者を呼んで聞くよ

うわけですが、

申しますのは、それは現在の組合員の中にだつて、

ござります。

○中川委員長 わかりました。

一生つとめる人もあるといふよなことで、その区別は必要ないんだといふ御答弁であった。そらいうものではなくて、農事組合法人等については、一般の農協とか漁協とかにつとめておる人とは勤務の形態が違つてゐる。そういうことを考慮して、掛け捨てにならないようにしなければならない。

これは前に改正のときにも、そのことは議論になつて、当然考へなければならぬということになつたはずなんですね。原則的に、農事組合法人等の組合員については、掛け捨てにならないような措置を講ずる必要があるかどうか、必要がないとお思いになるか、ここからひとつお尋ねいたいと思います。

○和田(正)政府委員 おことばでございますが、

なつて、当然考へなければならぬことになつたはずなんですね。原則的に、農事組合法人等の組合員については、掛け捨てにならないような措置を講ずる必要があるかどうか、必要がないとお思いになるか、ここからひとつお尋ねいたいと思います。

○和田(正)政府委員 湯山先生外の御提案になつております法案に、在職退職年金制度の規定が主として農事法人の問題について含まれておることを、政府として責任を持つてお答え申し上げる

たしますとか、そらではございませんとかいふこ

とを、政府として責任を持つてお答え申し上げる

でございます。

○和田(正)政府委員 湯山先生外の御提案になつております法案に、在職退職年金制度の規定が主として農事法人の問題について含まれておることを、政府として責任を持つてお答え申し上げる

でございます。

○湯山委員 そうすると、確かに異質なものであることは私どもも認めております。異質なんだから、これは特別な配慮がなければできないことだということとも、いま局長のおっしゃったとおりで、そなだからといって、いまもうすでに掛け金を掛けておるものを見このままにしておくということは、これは国の政治のあり方として許されないことだと思います。そこで、具体的には、他の年金にはこういのではないわけですから、バランスというような関係もありません。そうすれば、一体どういう方法でこういう掛け捨ての現象をなくしていくか、これだといふのはなくとも、いろいろ御検討になつている方向はおありになると思いますので、それをこの際ひとつお示し願いたいと思います。

○和田(正)政府委員 いろいろな考え方があると思いますが、異質だということを承知をしながら、在職支給をするといふような、湯山先生側で御提案になつておりますようなものも一つの考え方でござります。それからもう一つは、農業法人の組合員と申しますが、メンバーであるといふような形でとらえずに、それは実質的には、ある意味では農業経営者という形でござりますので、むしろ国民年金制度等の改善のにらみの中でこの制度からはずしていくことも、一つの方法であろうかと思ひます。その他いろいろな考え方があり得るのではないかというふうに思つておりますが、いま申しましたような二つの点が主たる考え方ではないかというふうに現段階では考えて、検討をしておるわけでござります。

○湯山委員 これは強制適用で、しかもすでに掛け金を掛けております。ただ、いまのような掛け捨てという事態があるために、強制適用でありながら、実際には厳密に適用していない。したがつて、農事組合法人でありながら、この年金に加盟して、いないものがある。これは違法行為だと思ひます。これを黙認しなければならないといふような事態になつてゐる。このことも問題だと思いますし、そういうものを一体何の必要があつてこれ

くこの農事組合法人をこの年金の対象にするということについては、そういうことは全然検討しないで、ただ協同組合法等改正したときに、いつの間にか入ってきておった、こういうことで、年金自体もあとで気がついてびっくりしたというか、これは困ったといったような事態ではなかつたかと思うのでありますか、加えるときにそういう検討があつたかどうか、お聞きになつていらっしゃいませんでしようか。

○和田(正)政府委員 私の担当する前のことです。ざいますので、詳細にはよくわかりませんが、いろいろ過去の書類その他を調べましても、御指摘のように、それらの点について十分検討ができるおつたというふうには私には推測できない事情でござります。

○湯山委員 そういうことから考えれば、一方においては強制適用で掛け金を取られている人もあるし、無視してそのまま、恩典も受けなければ、その掛け金も掛けないと、いう人もあるし、政府も生まれなくともいい子供が生まれたようなもので、もてあましている。これでは済まないことだ、当然すみやかに、これについては、農林省独自で考えなければならない問題ですから、措置する必要があると思います。その場合に、いまお話しになつた二つの点ですが、国民年金にかぶせるという考え方には、徴収の主体が違うわけですから、これには非常に問題があると思います。そこで、今度こそ農政局長の立場で御答弁願いたいのは、むしろ農事組合法人の人たちの業態からいえば、性格としては農民年金的な性格のものだと思います。そこで、いま離農の問題、構造改善の問題、あるいは事業団の問題等出ている段階ですから、すみやかにこれに対する処理は処理として、将来農民年金というようなものをここでつくって、そなして進めていくといふかまさが必要ではないかとされとこれらとを同じような観点から一体的に制度化していく、こういう大きな見通しのもとに、とりあえずの問題はとりあえずの問題として処理して進めていくといふかまさが必要ではないかと

いうように思いますが、その点はどうお考えでしよう。

○和田(正)政府委員 御質問の御趣旨が必ずしもよく理解をできなかつたわけですが、私が先ほど、いま私の頭にあるものは何かとおつしやられれば、二つくらいのことを考えておりますと申し上げました。そのうちの後段で申し上げた国民年金制度との関係ということは、それを国民年金と切り離した農民年金というようなものにするのか、国民年金の上へ付加的に、あるいは厚生年金における調整年金式に上乗せをして考えるのか、いろいろな考え方があろうかと思いますが、そういうものが一緒にわりもあり手早くできるような体制なら、一緒に解決をしたいといふふうに私としてはいま考えておるわけでございます。と申しましても、農政上きわめて大きな問題でもござりますので、そういう一緒での解決がもし困難であり、あるいはある程度時間がかかるといふようなことでござりますれば、おっしゃいますように、とりあえずの解決方法というものを考えざるを得ないと、いうふうに思います。

○湯山委員 これは懸案でござりますから、ひとづまのように早急に御解決を願いたいと思います。

次には対象団体ですが、これはもう発足当時から附帯決議、附帯決議てきておつて、そしてあるいはこの年金に加盟できるのではないかという希望を持って七年間推移してきました。しかし、いまだにそういうことについて何の結論も出でていなしとうことであつては、これは不親切でもあるし、また一方、待つておる人にとっても耐えられないことだと思います。一体、この対象団体の拡大といふことはできるのですか、できないのですか。結論的にひとつまず伺います。

○和田(正)政府委員 たとえば三十九年のこの法律の改正案の際の両院の附帯決議の御趣旨にも、そのことが盛られておりまして、衆議院のこの委員会では「公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なつてゐるものについて、希望がある場

合には、「という表現を用いておられます。が、実はその希望があるものだけをとりますと、現在私どもの手元に届いておりますだけで二百四十近い団体が希望の申し出をいたしております。その中には、職員の数も五人、六人というような団体もござりますし、さらにそれらの人をささいに調べてみますと、わりといしょつちゅう職員がかわわておるような団体もあつたりいたしまして、どうもこの附帯決議の御趣旨のように、希望があればみな入れるというようなことでは、ある意味では、年金の当事者も掛け金の徴収に事務上いろいろ困難を来たすとか、非常にバラエティーに富んだ団体でございますので、なかなか処理をいたしかねております。昨年来たしか小委員会のようなるものができますて、いろいろ加入を認める基準などの御検討をいたいたようでござりますが、どうもまだ最終的結論に到達をいたしておりません。私どもとしては、希望がたとえ多いにしろあるわけでござりますから、その中からすぐによくこの年金制度に取り込むに適しておるような団体を、何らかの基準を設定して、明確な処理をいたしたいというふうに考えておる次第でござりますが、残念ながら、今回の政府提案までには、そのところの基準を明確にいたすことができなかつたわけでございますが、なお引き続き検討いたしまして、おっしゃるように、いつまでも引っぱることなく、早急に結論を出して決着をつけたいと考えておるわけでござります。

○和田(正)政府委員 どういう基準でこの年金制度の中へどの範囲を取り込むかということについては、いろいろな価値判断と申しますが、基準の判断でいろいろなことをおっしゃる方が多いわけでございますが、どうもやはり「公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なっている」という抽象的なことだけで、何でもかんでも入れるということはやはり適当でないと思いまますので、ぜひ何らかの基準をつくって、相当数しぶった範囲で加入を認める方向で考えていただきたいと思っております。どうしてもなかなか結論を出し得なければ、これはもう今後は広げないということも一つの結論だと思いますので、どの範囲まで入れるか、あるいは全く入れないことにして今後進むか、両方とも含めて今年度中ぐらいには何とか結論を出したいというふうに私自身は考えております。

○湯山委員 非常に明快な御答弁でけつこうでございました。長くからなくて、いまのような強い決意で今年度中に結論を出す、ぜひそのようにお願いいたしたいと思います。

それからいま一点お尋ねいたいのは、掛け金の負担です。これはもう御存じのように、社会保障制度審議会の答申におきましても、掛け金の負担が非常に多い、この軽減をはかるべきだという答申がございます。従来の決議にもそのことがなされておりますが、どの程度になればいいという目安があるのでしょうか。

○和田(正)政府委員 湯山先生御承知のように、現在この年金の掛け金率は千分の九十六でござります。それからたびたび私が引き合いに出しますが、國家公務員の共済組合におきます掛け金率は、たしか千分の八十八であったかと思います。その差を国という立場で全額補助をいたすのか、あるいは雇い主である団体にも一部持たずのか、いろいろな問題はあるうかと思いますが、私どもとしていは、そこらを自安に置いて、掛け金のことを今後考える必要があるのでないかといふうに、一応の目安をそちらに置いて考えておるわけでござります。

(正)牧村謙四
二、三、一九五〇年二月八日

○湯山委員 同じような立場にある私学の場合、

で
國
が
持

「どうぞ」と考慮してもいいといふこと

側の負担ということを考慮に入れても、相当国が

私学振興会から負担があります。私学振興会の収入というのは、御存じのように、憲法上の問題ある

○和田(正)政府委員 国が全額持つと考えるのか、
とですね。

負担しなければいまのような点は実現できない、これが言えると思いますが、その点も同感です。

あつて、国が直接私学に出资等するわけにはいかないといふことから、国の資金を私学振興会に回して運用して、その運用益から若干の負担をしているということなので、これは国が直接出しておるので、性格からいえばあまり変わらないと思ひます。こうしたことから見て、負担の軽減をはかつて、大体似たような制度である私学並みぐらいいにしていく、そういう目途が必要ではないかと思うのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○和田(正)政府委員 私学振興会が一部を私学の共済に補助のよな形で支給をいたしておる事実には承知をいたしております。それらの事情も十分勘案をしながら、全体のバランスをとつてまいりなければならぬわけございますが、先ほど申しましたように、一つの目安として国家公務員共済、私学などを頭に置きながら、国が全額補助をするのか、団体が一部を持つのか、いろいろな方法はあらうと思いますが、これはよく検討してみたい。こういうことを考えております。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

○湯山委員 とつさの計算で恐縮ですが、私学並みにするのには、現在以上各人負担はふやさないと思いますから、そしたら、國なり団体なりが持つ、あるいは國が持つとすれば、どの程度國が持つてば私学並みぐらいいな掛け金になるでしょうか。

○和田(正)政府委員 とつさの頭の計算でござりますので、あまり正確ではないかと思いますが、給付内容改善をしない場合に、五箇國が補助をすれば、大体國家公務員並みのものになるというような計算です。ですから、それをちょっと上回つて、七、八多めのものが必要であろうと思ひます。

○湯山委員 そうすると、将来は、私学並みあるいは國公、地公並みにするとすれば、その程度を

あるいは一部は団体が持つといふに考えるの、全額必ず国が持りますといふにいまここでお話をされることは、できるだけ補助金をよけい出すことによつて、掛け金負担の軽減をはかつていきたいという気持ちを持っております。

○湯山委員 いま5%程度あるいは6%程度というのは、今度提案されておるものでは、給付に要する費用の一六%ということになつておりますが、その上にでしようか。

○和田(正)政府委員 いまの補助率とは全然別個に、ただ補助金だけで掛け金を下げるにすれば、何%くらいになるかということについておよそはじいた数字でござります。

○湯山委員 というのは、一六%というものが、給付内容の改善に向けられるのか、掛け金の引き下げに使われるのか、そういう問題もからむと思ひましたので、お尋ねしたわけです。しかし、いまの御答弁等から見て、将来給付内容の改善もしなければならない、さらに負担の軽減もはからなければならぬということであれば、一六%といふことを提案されておるだけでは、いろいろお答えいただきたいような点の実現は不可能だということだけは間違いないと思いますが、いかがでしようか。

○和田(正)政府委員 それはおっしゃるとおり……。

○湯山委員 そうすると、いま大臣、政務次官、局長、皆さんのが、その点については努力する、やらなければならぬ、早急に結論を出さなければならぬ、いろいろ段階はありましたけれども、御答弁いただいたような給付内容の改善をはかつていく、さらに負担の軽減をはかるということであれば、さらに負担を多くする。これは使用者

○和田(正)政府委員 それは給付内容の改善をはかるにいたしましても、また給付内容改善をいたしません場合につきましても、現在でも掛け金がわり高い高いわけでござりますから、今後財源率を再計算いたします場合にも、なるべく組合員の負担が高まらないよう、むしろ軽減されるような方向で考えていくのが農林省の当局の立場でございますから、そのように考えますれば、当然今後国の補助金をいまよりはふやしていくという方向を考えなければならないというふうに私は思つております。

○湯山委員 最後に、お尋ねするのは、一回だけではないかもしませんけれども、いろいろお尋ねした、ぜひやらなければならないと言われた最低保障の問題とか、あるいはベースアップの問題とか、あるいは通算の問題、これは直ちにではないかもしれません、負担の軽減、そういうものを大ざっぱに考えてみると、少なくともこれくらいは国負担をふやさなければなるまいというおよそのめどがあるりになるかどうか、これを伺いたいと思います。

○和田(正)政府委員 給付内容を、たとえば最低保障にしろ、あるいは新旧の完全通算などといらう団体の御要望の問題にしろ、他との関連の中で煮詰めていかなければならぬわけでござりますので、およよこれだけは必ず必要だということをおっしゃられまして、改正をいたします内容について、はじて財源率も違つてまいる問題でございまして、いまにわかに数字を言えとおっしゃられておりませんけれども、先ほどちらつと局長おっしゃつたように、まあ他との関係もあって、私学並みあるいは国公並みにしても五、六%はふやさなければ

ばいくまい、これは計算の上だからいろいろなことですが、私も、少なくともそれを下回るようなことがあります。あつては、ほんとうにこの趣旨の運営はできないだろうと、いうように思います。したがって、少なくともいまおっしゃつた五、六名は来年度は増額する、そういう決意で臨まれる必要があると思ひます。これがも今度は政務次官のほうからひとつ御決意を含めて御答弁いただいて、質問を終わらうと思いますが、いかがでしよう。

のを目標に置いて努力しなければいかぬ。それから逆算をすれば大体どの程度の財源が必要だといふことは、湯山先生一番御承知のとおりであります。そして、われわれはその目標に近づけるために、財源獲得に努力することは当然であります。ただ、一拳に来年度すべてそれが可能かどうかということがあります。については、これはもう御承知のとおりだと思いますが、最善の努力をいたしていくことは当然だと思います。

○**倉成委員長代理 玉置一徳君**
○玉置委員、農林漁業団体職員共済組
部改正につきまして、大体質疑も尽しま
り思いますが、党といたしましては、そ
な問題でありますので、簡潔に政府に
おきたいと思います。

そこで、第一番のスライド原則の新設でござりますが、当然のことでありまして、これを認めていたいたしたことと非常にけつこうだと思うのでありますけれども、一体その実施はどういうよろにやつしていくおつもりかどうか、この点について見解を明らかにしていただきたいと思います。

○玉置委員 せつから認められた原則でありますので、その適用の方法を一日もすみやかに具体的に御提案ができるよう、ひとつ御努力をお願い申し上げまして、次の問題に移りたいと思います。

二番目に申しました、旧法期間にも新法の給付率を適用してもらいたいということは、団体の強要請でございますが、なかなか困難なことを私もたらわからぬことはないのでござりますが、こ

そこで、三番の、既裁定年金の最低保障額についても、政府案の根拠がどこにあるのか、あげてはいただいたけれども、確たる根拠があるやに思えないのです。なお低きに過ぎるような感じがいたします。厚生年金等と均衡するようにな此の引き上げを実施していただきたい、こういう要請につきましては、どういうふうにお考えでございましょうか。

私たちには、去る四月十九日に、この問題につきまして、次のとおり政府に申し入れをしておいたのであります。すなわち、スライド原則の新設にあたりまして、具体的にどのようにするのか、この機会に明示をしていただきたい。二番目には、旧法期間にも新法の給付率を適用するように配慮していただきたい。三番目には、既裁定年金の最低保障額につきまして、政府案は根拠に乏しく、低きに過ぎるよう思ひますので、厚生年金等と均衡するよう引き上げてもらいたい。さらに既裁定年金の最低保障額の引き上げに伴いまして、組合員期間二十年となつておりますが、その該当者等はさわめて少數である実態にかんがみまして、年

保険、国家公務員、地方公務員、国民年金法等にも同様の趣旨の規定がすでに設けられておるわけでござります。この農林年金につきましては、「一月十八日に国会に御提案をいたしました旧令の共済組合法の改正関係法律で、この農林年金法にも同趣旨の規定を入れることになつておるわけでございますが、それぞれの各種の共済制度に共通の規定になりまして、制度としては整備をいたします関係で、現在関係各省の間で共済年金全体につきまして連絡会議等を常に持ちまして、連絡協議等もいたしておるわけでござります。現在、厚生省が中心になりましたして、外国の制度等の研究もいたしながら、各種の制度全体として共通の方針を打

の際、こういうものは実現が不可能かどうか、不可能とすれば、それはどういう理由で、理論的にどうで、実際上はどうなんだというように、ひとつ明確にお答えをいただきたいと思います。

○和田(正)政府委員 御承知のように、旧法期間の給付率は三三・三%で、新法期間の給付率は四〇%ということになっておるわけでござります。団体側の要望も、三三・三%でございます旧法期間に新法期間の給付率四〇%を適用してほしいといふ要望であることも、御承知のとおりでございまます。が、現在やはり国として各種の共済制度の横のバランスということを考えますと、いずれもが旧法期間について三三・三%という給付率を採用

○和田(正)政府委員 既裁定年金の最低保障額につきましては、御承知のように、退職年金と障害年金が六万円、遺族年金が三万円ということで、今回御提案を申し上げておるのでございますが、この年金法を国会に提案をいたします以前に、すでに政府原案として提出をされておりました恩給法の改正法案で、やはり六万、三万という制度をとりまして、国家公務員の既裁定年金者についてそういう最低保障をいたすことによつたので、政府としては、全体の均衡上、そういう数字でこの年金についても御提案を申し上げておるわけでございます。でございりますので、その理由はとおつしやられれば、やよりなるべく勤務年数の長

数制限を廃止していただきたい。さらには既成年金につきまして、旧法期間にも新法の給付率も適用するよう配慮していただけないかどうか。番目に、今回の改正は、国家公務員共済組合その他と給付条件を同じにするよう配慮されておりませんが、それどころか、国家公務員共済組合、私学教職員の共済組合等と比べまして、掛け金率のほうで非常に高い。こういう点をお考えいただい、政府方はお困りではないでしょうか。そこで、政府は、給付とともに他の制度と均衡のとれるように措置をしていただきたい。五番目には、かねてから問題になつております対象団体の範囲をすみやかに拡大していくいただきたい。こういう各項につきまして要望を申し入れたのであります。それに従いまして簡単に質問をしていきたい、かように思いますが、重複するところもあると思いますが、それと併せて、具体的に簡潔に御説明いただければしあわせだと思います。

ち出すために検討をいたしておるわけでござい
す。なるべく早くそれらの結論を得て、一定のや
準に達しましたときには給付内容を直していく、
いうような措置がとれますように、現在進め
ります関係各省の検討を一そろ早めでまいりた
と存ります。いまは具体的に、たとえば物価上
何時上がつたらこうするのだというふうに答
できる段階ではございませんが、政府内に
おける研究を一そろ早めまして、なるべく早く
案を得たいというふうに考えております。

○玉置委員 よくわかりましたが、大体次の国会
くらいまでには間に合うよう請めていく御方か
どうか、この際、お伺いしたいと思います。

○和田(正)政府委員 ちょっと時期的な見通しは
何とも私の口から申し上げかねるのでございません
が、次の国会といひ段階には、すぐそれに伴つて
の内容の改善までの具体的案は出にくいのではないか
かといふふうに考えております。

いたしております関係で、現段階におきましては、農林年金だけを四〇%の給付率に改めて法案として提出をするという段階になつておらないわけでございます。今後とも国全体としての制度のバランスを考えながら、できるだけ給付の内容をよくしていくということは当然のたてまえでござります。そういう方向で検討と努力は続けてまいりたいといふふうに思います。

○玉置委員 そうしますと、その他の年金法との均衡上、いまのところやむを得ない、しかしながら、給付の改善といふ点を考えましたときに、その他の年金法と均衡した姿勢でもってこの改善に努力したい、こういう御意向だと思います。農林年金だけじゃなくて、その他の年金につきましても、私たち国会は今後この改正の努力を続けていきたいと思いますので、農林省の当局としてもその点をお考えいただきまして、今後とも研究をおこなうとする所存であります。

い人についてとりあえず優遇をしていこうといふ

ように思いますが、御意見を承りたい。

考え方方に立つておるわけでござります。御指摘のように、この六万、三万で十分でないではないかというお話をございますれば、私ども必ずしも満足すべき数字だとは思つておらないわけでござりますが、やはり他の制度とのバランスと申しますか、そういうことも十分政府としては考慮をいたさなければならぬわけでございます。今後ともさらには検討の余地がある問題であろうかと思つております。

○玉置委員 先ほどのお話のように、これまた均衡上の問題もあり得ると思ひますけれども、さらにその他の年金の制度ともからみ合わせて、研究と努力を積み重ねていただきたい、かように思います。旧法期間は三年を基礎として計算することになつておりますけれども、これは国家公務員のよう、最終年の給与を基礎として計算するよりにでき得ないのか、この点につきまして……。

○和田(正)政府委員 最終俸給で計算をいたすといふ仕組みは、実は旧恩給法の時代に、二な名例が残つておるわけでござりますが、ごく最近の各種の年金制度では、三年平均というのをとることに統一をいたしておるわけでございます。したがつて、農林年金の制度におきましても、既裁定定年金あるいは旧法の期間を、最近の制度としては、むしろ古い時代の形のものに戻ることは、全体のたてまえ論としてもあまり好ましくございませんことと、それから御承知のように、農林年金においては、非常に幅広い段階を含んでおりますので、いろいろ給与の基準等にも違ひがござります。これらの点も考慮いたしますと、やはり旧法期間につきましても、三年平均の給与といふのもととしては考へておるわけでござります。

○玉置委員 既裁定定年金の最低保障額の引き上げに伴いまして、組合員期間二十年となつておりますけれども、先ほど申しましたとおり、該当者はさきまで少數であると思われますので、この年数制限は撤廃をされたほうがいいんじやないか、か

スから申し上げますと、先ほど来申し上げておりますように、今回御提案を申し上げておりますこ

れのじやないかと思ひますが……。

○和田(正)政府委員 やはりこの種の共済制度のままにしては、退職年金は二十年以上の在籍期間がございませんと支給開始になりませんので、当然でございますが、特に障害年金につきましては、やはり二十年という制限を付すことが基本的に正しいかどうかということについては、十分検討の余地のある問題だと思います。ただ、先ほど申しましたように、旧恩給法の關係で、すでに国会に出ております法案その他との均衡論上、二十年といふ制限を付してこの法案を御提案申し上げておるわけでござりますから、そういう均衡等も考慮いたしまして、なるべくこの制限がはずれることが望ましいという御意見の方向に沿つて、早急に私どもも検討してまいりたいと思います。

○玉置委員 今回の改正によりまして、他の年金と給付がなるべく均衡をとれるようになつて、努力をされたことはうかがえるわけでござりますが、先ほど湯山さんからお話をございましたとおり、掛け金に関しては非常に均衡がとれていないのじゃないか、農林年金の掛け金が千分の九十六なのに、国家公務員は千分の八十八、私学共済のほうは千分の七十六、こうなつております。農林年金が厚生年金から受けついだ掛け金の安かつた分、これが問題であることは、私のほうも承知いたしておりますけれども、私学振興会が先ほどお話しのとおりの運営によりまして、うまく調整をとつておられますけれども、私学振興会が先ほどお話しのとおりの運営によりまして、うまく調整をとつておる。先般の總理府における社会保障制度審議会のこの農林年金法の改正についての答申におきましても、掛け金の他の組合に比して非常に高い

額の金が入つていけば、同じ実効をあげ得るわけござりますから、そういう方向もあり得るのであります。たしかにそういうことも頭に置きながら、今後の予算折衝等を通して努力をいたしてまいりたいといふふうに思つております。

○玉置委員 一般的の給付の改善もさることながら、ただいまお話のような非常に差のある掛け金額の問題で、一挙に行けないこともわからぬことはございませんけれども、せめてどういうつもりでどうぞお示しいただかぬと、多額の原資が必要るものでありますからだけでは、ちょっと皆さん期待にはず

るから申し上げますと、先ほど来申し上げておりますように、今回御提案を申し上げておりますことで、一応の均衡はとれたものというふうに考えておるわけでございますが、均衡はとれておるに

とで、おもに貧弱でありますので、国家公務員並みに財源を支出をしていただきたい。しかも、そのことは少なくとも来年には実現できるようになりますけれども、湯山委員の御質問に対しても、政務次官からお答えを申し上げましたように、できるだけバランスを得られるようになります。その後私どもとしては積み重ねいかなければなりませんが、非常に大きな金額を必要といふことなどございます。そこで、できるだけバランスを得られるようになります。年金額を増加をしていくという努力を今後私どもとしては積み重ねいかなければなりませんが、非常に大きな金額を必要といふことなどございます。一挙にといふこともなくなさいたしにくいかと思ひますが、逐次そういう方向で努力をしていきたい。それの方針としては、この法案で御提案申し上げておりますように、毎年年金額を増加していくという努力をいたしてまいりたいと思います。

○坂谷政府委員 もちろん、努力をすることに決してやぶさかではございませんが、ただ、本年度の予算獲得の面においても必ずぶんわれわれも努力をいたしましたが、御承知のような結果になりました。そういうような過去の実績から推しますと、一挙にすべてが解決するというのは、非常にむずかしい問題じゃないかと思うのです。われわれとしては努力を進めてまいりたいということでお手承認わりたいと思います。

○玉置委員 せめて千分の八十八までは来年度予算で実現してみせるといふようにひとつ――そうすると、坂谷さんは政務次官をずっとやつていただくよう野党からもお願いに参りますから御承認わりたいと思います。

最後に、先ほどお話をございました対象範囲であります。これは毎年の懸念であります。二百数十の希望があつて、これを確定するのに非常にむずかしい。こういうお話をありますが、そういうものを満足に、総括して全部きめてからのことをやるらといふ方法も一つでありますけれども、たとえば農業共済の協会とか、あるいは畜産の団体とか、目の前にだれが見ても入れなければなら

ないじやないかといふものも十や二十はあるわけあります。だから、まずだれが見てもいいと思つをまた審議を尽くしていくといふ方法もあると思ひます。農林省のいまのやり方は満点をいこうと思つておるけれども、私は、拙速をどうとど思つておる方法も一つの方法じゃないかと思う。拙速の拙は要りませんけれども、だれが見てもこれは当然であるといふ問題は、早く片づけていっていいのじやないか。しかもこれは法律事項でも何でもありませんから、行政行為だと思いますので、そういう意味ではすみやかにやつていかれることが望ましい、こう思ひますが、局長、いかがでありますか。

○和田(正)政府委員 この法律で加入団体の制限をいたしております関係で、新たな加入を認めるといたしますと、やはり法律に何らかの根拠を求めるといつますと、いろいろ加入を希望いたしております、いま玉置先生も一、二例をおあげになりましめたが、その団体はいずれもいわゆる民法の規定による法人でござりますので、名称禁止規定とかそういうものがございませんので、したがつて、いまある団体をそのままとらえて、それを直接に法律で指定をする。あるいは政令で指定をするといふなどとをいしましても、同じような名前のものを他の団体がまた使いだしますと、その間に区分ができるといふような問題もございまして、技術的にもなかなかめんどうな面があるわけでございませんが、そういう技術面も含めて、本年度中には、できるものはできる、できないものはできぬといふふうにはつきりいたしたいといふことで、検討を進めてまいりたいと考えております。

○玉置委員 今度の農林年金の政府から御提案されましたがのにつきまして、その間、委員会の審議を通じ、各党の折衝を続けられまして、なお修正を加えていただくよう方向に進みつつ

あることを非常に多くするものであります。それが財源の少ない団体の職員であり、しかも一般公務員、地方公務員等に比べまして、給与も低いのが実態だと思います。そういうような意味では、ようやく文章上の均衡がとれましても、その母体となる給与そのものが低いので、ひとつ十分農林省のほうで御配慮いただきまして、この方々が安んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 給与の点もございますが、いつたわけでございますが、初めにこの問題に当たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与体系を民間団体のことではありますので、行政機関でもつてどうしろとかこうしろということはできないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体系といふよろなものも、ひとつ一緒に考えることによりまして、ほんとうに長い将来には、年金制度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよう形に御指導いただくことが、この際望ましいのではないか。こういうように思ひますので、特にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であります。私が質問を終わっておきたいと思いま

○和田(正)政府委員 四十年度はまだ決算が最終的に終わっておりますので、予算額で恐縮でござりますが、十八億千四百六十八万五千円、それから四十一年度の予算額は二十二億六千六百九十万五千円でござります。

○和田(正)政府委員 そうしますと、現在の積み立て金の総額は幾らですか。四十一年三月末のあるでしょ

う。○和田(正)政府委員 四十一年度の期末の見込み額が三百七十九億五千三百四十五万九千円であります。

○和田(正)政府委員 私のほうの共済組合の年金情報ですと、四十一年三月現在では四百二億になつて います

○和田(正)政府委員 が……。

○和田(正)政府委員 私、いま四十一年度と申しあげましたが、四十一年度でござりますので、訂正いたします。

○和田(正)政府委員 去年のだね。ことしの三月末はわかりませんか。

○和田(正)政府委員 まだ四十一年度の精算が終わつておりますので……。

○和田(正)政府委員 ここにことしの五月一日付農林漁業団体職員共済組合発表の数字があつて、これを見ま

すと、四百二億、四十一年三月末現在といふ数字が出ておりますが、これは農林省のほうでは握つていませんか。——握つてない。

○和田(正)政府委員 それじゃその次の質問に移りますが、農林年金の制度がてきて今日まで、政府が補助金として出した金額の総額、それから今日までの給付した金、

支払いした金でもけつこうですが、総額は幾らになりますか。

○和田(正)政府委員 年次別の資料がありませんので、ちょっと計算をいたしてお答えをいたします。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その関係のほうが影響としては大きいかと思います。

○和田(正)政府委員 上がる、そう解釈していいのですか。

○和田(正)政府委員 給与の点もございますが、

組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろなものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。

○和田(正)政府委員 と同時に、今日まである程度度ていさいを整えてま

ったわけでございますが、初めにこの問題に当

たりましたときに非常にみんなで弱ったのは、給

与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与

体系を、民間団体のことではありますので、行政機関

でもつてどうしろとかこうしろということはでき

ないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体

系といふよろのものも、ひとつ一緒に考えること

によりまして、ほんとうに長い将来には、年金制

度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいよ

うな形に御指導いただくことが、この際望ましい

のではないか。こういうように思ひますので、特

にこの点もお願いを申し上げて、非常に簡単であ

りますが、私の質問を終わっておきたいと思いま

す。

○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

関係のほうで御配慮いただきまして、この方々が安

んじて業務につけるようにお考えをいただきたい。
○和田(正)政府委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。その組合員数が毎年増加をいたしております。その

いろいろな方法がありますけれども、その一つとしては、やはり理事者側でない、労働者というのですか、従業員側の代表をその中に入れてもらいたいという希望が強いわけです。ところが、それらの理事者のうち何名、そういう実際に乏しい金をつくっている農協の——私たちからいえば農協の労連といいますけれども、労連として労働組合を積み立てていてるのかどうかといふのを聞いて、あなたの方をやり込めようとかなんとかいう意味じゃないから、できるだけわかった数字を説明してもらいたいのです。

○小山説明員 四十事業年度末の数字で申し上げますと、理事長一名、常務理事二名、それから常務以外の非常勤理事が十名、それから監事が二人、それから一般の職員、役員以外の職員が百七十名でございます。

○林委員 そこで、その理事ですけれども、それに労働組合の出身の人が入っているかどうかといふことを聞いているわけなんです。

○小山説明員 理事選挙でございますが、事実問題として、労働組合という立場とは若干違うと思

いますが、職員団体代表といふ選び方と、それから職員代表といふ選び方と、それから常務以外の非常勤理事をされておる中で、そういう事実上の選出母体で運営をしております、そ

こから出ておられる人も中に入つております。

○林委員 私の聞くのは、農協の中には理事者もいるわけですね。単位農協あるいは連合会の理事者があるわけですね。その理事者以外の職員がある

があるわけですね。その理事者以外の職員がある

いふことを聞いているのです。

○小山説明員 出ておられます。

○林委員 だから何人出ておるのです。

○小山説明員 理事者以外で職員から出ておられますが、いまの非常勤理事十名の中で二人でござります。

○林委員 そこで、積み立て金の運用について、

具体的な内容についてお聞きしますが、有価証券に運用しているのは——あなたのほうの数字は何年だか、なるべく新しいのを聞きたいのですけれども、できたら四十一年度現在で、有価証券に資産運営している金額がどのくらいで、それは全積み立て金の何%になるのか、わかつたらひとつ言つてもらいたい。

○小山説明員 昭和四十年三月末現在で、全体の

資産の運用総額が三百十六億七千六百万でござります。そのうち、有価証券に運用しておりますのが二百五十五億五千万円。

○林委員 約七〇%、七割と見ていいと思います

ね。その有価証券の内容ですが、どういう内容の有価証券ですか。

○小山説明員 ほんとどが金融債とか、それから

そのほかにございまるのは——金融債のまた一番

中心は農林中央金庫の債券であります。そのほか

には、電力会社の社債とか、それから公庫関係の

ものが若干入っているかと思いますが、大部分は

金融債、しかもその中心は農林年金の債券、こう

いうことでござります。

○林委員 それは具体的にわかるのですか。たと

えばその農林債券はそのうちの幾ら、これらはあ

とで資料としてもえらいのですけれども、農

林債券ばかりではなくて、興業債券だと、ある

いは電信電話債、鉄道債、電力債、交通債、地下鉄

債、そういうようなものがあるわけでしょう。大

部分といつたつてわからないわけなんですよ。ど

うなつているのですか。大体数字がわかりますか。

○小山説明員 それでは少しこまなくなりますけ

れども、全部読み上げます。有価証券二百五十五億

の内訳でございますが、金額の大小の順序は不同

でよろしくうござりますか。

○林委員 上からざつと言つてください。

一番大きのから…。

○小山説明員 金融債の金計が百三十四億でござ

いまして、そのうち、農林債が七十五億、それか

ら割農が三十六億七千万、それから興業銀行の債

券が四億七千万割引興業債券が二億八千五百万、

長期信用銀行の債券が一億五千七百万、割長が十億四千八百万、それから商工中金の債券が三千三百万、同じく割商が九百万。

○林委員 そこでいい。わかりました。その次に運用の大きな部分を占めているのは投資不動産、不動産への投資ですね。その金額は幾らで、全積み立て金の何%になつていますか。

○小山説明員 投資不動産が十三億六千六百万で、全体の構成割合は四・三%です。

○林委員 この積み立て金の運用について、これで、全体の構成割合は四・三%です。

○林委員 計算の構成割合は四・三%です。

○小山説明員 四十一年度の共済組合のほうの収支予算で、これから三年ぐらゐの継続工事で、虎ノ門のかねてから共済組合が所有をしております敷地に、自分の使ひ事務所だと、それから地方の職員の人たちが上京してきたときに安く泊まれる宿泊施設だと、そういうものを主たる内容にから聞くと、七〇%以上を占めている有価証券投資はほんとど金融関係ですね。われわれのことばから言うと、金融資本とか金融独占資本とか言はずけれども、そういう乏しい金を積み立てておるのでだから、まあ理事者を入れてもけつこうですけれども、現に掛け金をかけておる職員、ことに圧倒的多数の理事者以外の職員のたとえば住宅、あるいは結婚資金、あるいはそのほかの資金、そういう方面へ運用したい、そういう要望にこたえる道を考えておるので、これは局長ひとつ答えてください。

○和田(正)政府委員 前回の農林年金法の改正のときにも、その点について附帯決議があつたわけですが、若干数字的に申しますと、本年二月末で、四十年度には一般貸し付けあるいは住宅貸し付け、災害を受けましたものへの貸し付けで、三億四千万ほどの貸し付けをいたしておりますが、四十一年度では約七億五千万とその予算額を倍額にふやして計画をいたしております。

○林委員 そのほかに、各地に職員が出かけます保養施設などございます。

○小山説明員 いまして、そのうち、農林債が七十五億、それから割農が三十六億七千万、それから興業銀行の債券が四億七千万割引興業債券が二億八千五百万、

そら貸し付けの範囲が拡大をされていきますように、今後も指導していきたいというふうに考えております。

○林委員 まあほんのわずか、微々たるものですが、一つ前後のものが直接職員側に還元されています。

そこで、積み立て金の運用の問題で最近問題になつてます。そのうち、有価証券に運用しておりますのが二百五十五億五千万円。

○小山説明員 ほんとどが金融債とか、それから

そのほかにございまるのは——金融債のまた一番

中心は農林中央金庫の債券であります。そのほか

には、電力会社の社債とか、それから公庫関係の

ものが若干入っているかと思いますが、大部分は

金融債、しかもその中心は農林年金の債券、こう

いうことでござります。

○林委員 それは具体的にわかるのですか。たと

えばその農林債券はそのうちの幾ら、これらはあ

とで資料としてもえらいのですけれども、農

林債券ばかりではなくて、興業債券だと、ある

いは電信電話債、鉄道債、電力債、交通債、地下鉄

債、そういうようなものがあるわけでしょう。大

部分といつたつてわからないわけなんですよ。ど

うなつているのですか。大体数字がわかりますか。

○小山説明員 それでは少しこまなくなりますけ

れども、全部読み上げます。有価証券二百五十五億

の内訳でございますが、金額の大小の順序は不同

でよろしくうござりますか。

○林委員 そのゴルフ練習場をつくついた会社

というの、何という名前前会社ですか。

○小山説明員 あの株式会社の名称は虎ノ門クラ

ブという名称で、株主の方々は、系統農協団体の

方がたしか中心であったかと思います。それはも

ういまは解散する清算手続に入っているのではないかと思います。事業はもうすでにやめておりま
す。

○林委員 あなたの方福利施設とかなんとか言うけれども、そんなゴルフ場なんかにこれを使って、一体職員の諸君が納得できますか。しかもその経理の内容も、委託制度で、ちつとも皆さんは直接的な監視をしない。

私、この前も質問したのですが、湯河原の向島園といふのがあるのを知っているでしょう。これはいま、一泊どれくらいだあなたの方知っていますか。調べたことがあるのですか、ちょっとと言つてみてください。

○小山説明員 宿泊料の資料を手元に持つております

○林委員 安くないので、組合員が千五百円から二千円ですよ。農協の職員が湯河原に行つて一泊二千円なんて……。

それから、今度できた九州の、ここにはバーなぞつくって——バーへ行きたい人があるかどうか知らぬけれども、そういうことをあなた方もう少し目をつけるわけにいかぬですか。

それでは、この向島園の支配人の松島文子という人はどういぢんだか、身元は調べたですか。何にも知らないんだ。あなた、だめだよ。

○小山説明員 そこまでよく……。

○林委員 調べてないのでしょう。

いろいろ向島園などが、そのほかのゴルフ場とか、そういうものの具体的な経営、これはどうやつてしているのですか。委託経営にしている。それで独立採算にする。その委託経営を受ける団体にはどういう団体があるのですか。どういう団体が委託経営を受けるわけですか。

○小山説明員 民法法人の農林年金福祉団といふところに経営を委託しております。

○林委員 その福祉団に委託経営するわけでしょう。福祉団がさらにその委託をどのようにしていののか。そういうことに対してあなた方は常日どうどういい監督をしているわけですか。そうすれ

は、いま言つた向島園だとゴルフ場だとか、今度新しくできた九州の施設にバーがあるとか、そういうことをあなた方は知っているし、少なくとも年金のまじめな運営からいたら、そんなことは許されますが。どうしてそういうことを放置しておくのですか。一体、乏しい職員が家族連れで行く旅館に、しかも福祉施設に、何でバーをつくる必要があるのですか。（あつてもいいじゃないか」と呼ぶ者あり）それはあなた方にはいいかもしけないけれども、農村の農協の職員がそんなところに行つて、むだな金を使わして、家庭の不和を起すだけじゃないですか。万一間違いでもあつたらどうします。（夫婦で行けばいい」と呼ぶ者あり）夫婦で行けばなおいけない。そういうことをどのようにして握っているのですか。

○小山説明員 福祉施設の経営状況につきましては、農林年金の共済組合のほうを通じて、主として経営内容の数字を毎年取つておりますけれども、いま先生の言われましたような、おそらく九州の阿蘇の保養所であろうと思ひますが、どういう姿のバーがあるのかはまだ詳細存じませんので、調べました上で……。

○林委員 この前私が質問したときも、この湯河原の向島園の支配人の松島文子という人物は若干問題がある、何か個人的なつながりでここへ連れてきているという風評があるから、これは厳格に調査して、職員の積み立て金運用の民主化という要望にこたえる必要があるのだということを私は質問しているのです。これは速記録にも残つてるのですけれども、その後農林省のほうでは調査したことのある事業については、実は撤底した監督まで行き

いてですよ。

○仮谷政府委員 いろいろ組合員のための福利厚生施設といらりつけな名目でつくられる施設が、現実には運営の面ではいろいろと疑惑を持たれあるいはまた感心しない面が確かにあることは、私ども承知いたしております。ただ、組合の指導監督等はいたしておりますが、組合自体がやつておる事業については、実は撤底した監督まで行き

届かない面も確かにあつたと思うのです。今後は十分そりい立た面も留意をいたして努力をいたしまりたいと思います。

○林委員 それでは私ここで資料要求しますが、これは国会の審議の必要等がありますから、どうぞいろいろきさつでこの人が支配人になつたか、どうぞいう経歴の人か、資料を私のほうにください。それから阿蘇の新しくできた建物のバーの経営はどういう人が来てやるのか、それを私のほうに資料をください。いいですか。

これはこまかいことを言うようですがれども、御承知のとおり、職員からできている農協労連のほうから、第一には、積み立て金は組合員の福祉に振り向けて、民間などへの投資をやめてもらいたい。第二は、積み立て金は自主的に運営して、政府が法律的に政府保証債を取得するようなことを大蔵省の指図のもとにたがをはめるのはやめて、自主的な運営にまかしてもらいたい。三としては、資金運用に組合員の代表を参加させてもらいたい。第四としては、組合員の福利に役立たないような団体への貸し付けはやめてもらいたいという強い希望があるわけです。これは三十万職員が、他の労働者に比べては安い賃金の中から、しかも高い比率の掛け金を出しているのですから、私は無理ないと思うのですよ。その運用が、こんなはずなんな、国会の審議にも耐えられないような運用だということになれば、これは問題になるのは当然だと思うのですよ。それに持つてきて、政府の補助金が、野党の諸君が要望するようなものは全然何一つ満たされないということになれば、この制度自体が、金融債や独占の利益のための投資資金を政府に握らせる、そのためこうじからくりがある、二年も先のわざかな年金をえさにしてやるのだと、いうような本質だといわれてもしかたがないじゃないでしょうか。

そういう意味で、私はこれで質問を終りますけれども、少なくとも野党全体、社会党の皆さんもそうですし、労連もそうですねけれども、要求しておる完全通算の問題、それから国の補助金の大

幅増額の問題、それから掛け金率の組合員側の負担を理事者側の諸君よりは軽くしろという要求、それから積み立て金の民主的な運営、掛け捨て制度をやめること、それから労働組合側の職員を積み立て金の運営に参加させろという要求、これは約束の時間がありますので一々聞く時間がありませんから、私は打ち切れますけれども、そういうことをもっと真剣に考えてやる必要があるのじゃないか、こういうふうに思います。

最後に、その問題でひとつお聞きしたいのは、国の補助金の大幅増額、このうちのスライド制をなぜ明記できないのか、この年金制の中に。あなた方からいえば、どこの法律のどこにこうあるから、その精神は貫かれると言ふのだが、それなら、この条文の中に明記していくじゃないでしょうか。それがどうして明記できないのかということが一つと、それから掛け捨ての制度、われわれの側からいう掛け捨て制度ですね。二十年までというワクと、五十五歳のほうは今度減額支払いの制度が設けられましたけれども、掛け捨てになってしまふ。これは制度といつてはなんですが、掛け捨てになってしまふということ、これはやはり敷済してやらなければいかぬじゃないか、この点どう考えるか。それから組合員——私は組合員とよく言いますけれども、理事者側でない職員の諸君の負担率を理事者側の諸君の負担率よりは低目にやって。この三つの点について、政府側の見解を聞かたいと思います。

○和田(正)政府委員 第一点のスライド制の原則は、この法案ではないに、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案をすでに二月十八日に政府が提案をいたしておりますが、その法案の中でも、この法律の中へ一条の二として加えるように提案をいたしてございます。

それから第二の掛け捨ての措置のことにつきましては、農業法人の場合に、一生農業經營に従事しておる法人の会員がおれば、おっしゃるような

例が将来起こる可能性があり得るわけでござります。その点につきましては、先ほど湯山委員からのお尋ねございましたので、国民年金制度等との関連なり、あるいは在職中に支給する方法なりにつきましては、今後検討いたしてまいりたいといたします。お答えを申し上げておるわけでござります。

それから第三におっしゃいましたことは、たしか今後年金の余裕金運用等にあたつて……。

○和田(正)政府委員 拠け金率について、従来法律で折半をするといふに定められておるわけでござりますが、掛け金の負担を国庫補助との関係の中で引き下げを今後考えていくような場合に、十分その点も考慮して検討いたしてまいりました

いま言つたようにほんと金融債だ。しかも組合職員、従業員側の職員の諸君の要求がいられなさいといふことになれば、これは皆さんが大きな資本家へ投資する金を政府に握らせるからくりとして、この年金制度を考えている、そうしか言えないとと思うのです。そうでないなら、もつとわれわれの要求をいれるよう真剣に努力すべきだと思います。私はそう考えますので、これを申し上げまして、答弁があるので答弁を聞くし、私の質問をして、これで終わらせてもらいます。

○中川委員長 次会は明十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○中川委員長 次会は明十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○林委員 それでは時間が参りましたので、私の質問は終わりますけれども、結局結論を申しますと、先ほどの局長の答弁にもありましたように、四十一年度の掛け金総額百七億、このうち、政府は三億六千万、これはほんの三〇程度のひもわれわれはひもをつけると言いますけれども、この程度のこととで百七億を握る。そしてそれを金融債、電電社債あるいは地下鉄の交通債とかいよいなものへ投資している。それからさらには、私は、いまから十年後の昭和五十年になれば、積み立て金総額は千五、六百億になると思うのです。これはもし違っていたら、政府から答弁してもらいたい。こういう膨大な金を政府が握っていて。一方掛けている人は、二十年ですから、いま二十から三十の人がこれから二十年掛けていく。二十年先まで佐藤内閣が続くわけでもないし、第一、あなた方が農林省にいるわけでもないし、政府だっていまのような自民党的政府かどうかわからない。その二十年先にはこの年金をくれてやる、退職年金なりをくれてやることで積ませて、そして毎年毎年百億くらいのものを、政府が三億くらいのひもで積ましていく。そうしてこれから十年後には千五、六百億になる。その金の運用が

